

2 破産手続の概要

弁護士 小原 路絵

Q2-1 破産手続の流れ

破産手続の流れを教えてください。

A2-1

破産事件は、大きく分けて、同時廃止事件と管財事件に分かれます。前者は、破産財団を形成する財産がない場合に、破産開始決定と同時に廃止決定が出て、破産事件は終了します。破産者が個人の場合(法人で同時廃止の扱いはほとんどありません。)は免責手続が残ります。後者は、破産管財人が選任され、破産管財人の換価・配当等の処理が続きます。配当できない事案については異時廃止となります。また、破産財団がほとんどないと思われる事案でも、免責調査や自由財産拡張のために管財事件となる場合もあります。

解説

前記Q1-1でも述べたが、破産法は破産者の財産の清算を主な目的としており、清算処理を担う破産管財人が選任される管財事件が原則形態であるといえる。しかし、清算が必要な財産もない(手続費用の支弁ができない)場合は、同時廃止事件となり、破産者の経済的再生が主な目的となる。

まず、管財事件においては、破産管財人が、配当原資となる破産財団の増殖に努め、債権者に配当することが主な内容となる。具体的には、不動産や在庫商品などを売却したり、未回収の売掛債権を回収したりする。また、賃貸物件の明渡しが未了であるなど、未解決の権利義務関係が残っている場合は、破産管財人の処理が必要となる。

配当が見込まれる事案は、債権調査を行い、確定した債権者に、債権額に応じて、配当を行う(財団債権と破産債権の区別についてはQ4-1を参照)。

配当が終われば、管財事件は終結することになるが(破産法(以下、「法」という。)220条1項)、破産申立から終結までのスケジュールは、破産財団の規模や債権者数により区々である。短い場合は半年ほどで終結する。

換価の見通しが当初は不明であったが、破産開始決定後の破産管財人の処理の結果、配当が見込めないと

判明した場合は、異時廃止となる(法217条1項)。

他方、同時廃止事件は、換価できるような破産財団がほとんどない場合に、破産開始決定と同時に破産手続を廃止する(法216条1項)。同時廃止事件と管財事件の振り分け基準に関しては、Q3を参照されたい。なお、自由財産拡張の判断が必要な場合(Q2-3参照)や、免責調査が必要な場合等にも、換価・配当の余地がなくても、管財事件となる場合があり、破産管財人報酬等の費用を予納しなければならない。

Q2-2 債権者の関与

債権者として破産手続にはどのように関与できるのでしょうか。

A2-2

まず破産申立てができます。次に、自身が申し立てていなくても、破産開始決定が出れば、通常、判明している債権者に破産開始の通知がなされます。また、利害関係人として記録の閲覧ができます。財産状況報告集会や債権者集会に出席して、破産管財人から事件の進捗の報告を聞いたり、質問したりすることができます。配当事案の場合は、債権届出をし、債権調査を経て、配当を受領します。ただし、別除権がある場合を除き、破産手続外での権利行使が制限され、仮差押え、強制執行も効力を失い、訴訟も中断します。一部の相殺禁止を除き、相殺は可能です。個人の免責決定に対して、意見を述べることもできます(Q2-4参照)。

解説

まず、破産債権者とは破産債権を有する債権者をいう(法2条6項)。破産債権とは破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権で、財団債権に該当しないものをいう(同条5項)。

債権者は、債務者と並んで破産申立てを行うことができる(法18条1項)。債務者が支払いをしないにもかかわらず、財産隠しが疑われる場合など、債権者からの申立てがなされることがある。ただし、配当は債権額に応じてなされるため、申立債権者が他の債権者に優先されることはない(財団債権や優先的破産債権に当たる場合は別)。

また、破産債権者は、法文上、破産開始決定(法32条3項1号)、債権者集会(法136条1項)、財産状況報告集会(同条3項)、配当、免責に対する意見申述期間(法251条2項)等に関する通知を受けるとされている。しかし、破産債権者数が千人以上の場合(法31条5項)、債権者集会の延期・続行が期日で言い渡された場合

(法136条4項)や、配当に関し届出をしていない場合(法197条1項)、免責許可についても多くは公告に代えられ(法252条3項、10条3項本文)、通知は行われないことが多い。さらに、破産債権者は利害関係人として記録を閲覧することもでき(法11条1項)、破産者の財産の状況等を知ることができる。

財産状況報告集会等で破産管財人から破産手続の進捗の報告を聞くこともでき、質問をすることもできる。

配当事案では、債権届出を行い(法111条1項)、債権調査期日を経て、確定した債権額に応じて配当を受けることができる。

他方で、破産手続が開始すると、破産者の財産は破産管財人が管理することになり、債権者の個別執行はできなくなり、既に行っていた仮差押えや強制執行は失効し(法42条1項)、破産者を当事者とする裁判は中断する(法44条)。ただし、破産開始時点で、破産者に対して債務も負っている場合、相殺は可能だが(法67条)、支払不能後や支払停止後の債務負担など、相殺が禁止される場合もある(法71条)。別除権があれば破産手続によらず行使ができる(法65条1項、Q4-4参照)。

また、破産開始前であっても、破産者が支払不能になった後や破産申立てがあった後に、担保の提供を受けたり、弁済を受けたりすると(いわゆる偏頗行為)、否認の対象となる場合がある(法162条)。

Q2-3 破産財団と自由財産

破産財団と自由財産の違いを教えてください。

A2-3

破産財団は、破産管財人が管理処分権を有する財産で、配当の原資となります。自由財産とは、破産財団に属さないものとして、破産者が自由に管理処分できる財産になります。

解説

破産財団とは、破産者の財産又は相続財産若しくは信託財産であって、破産手続において破産管財人にその管理処分をする権利が専属するものをいう(法2条14項)。破産財団の範囲は、破産者が破産開始時において有する一切の財産(日本国内にあるかどうかを問わない。)とされている(法34条1項)。

自由財産とは、破産財団に属さない財産をいい、本来的に自由財産であるものと(同条3項)、裁判所によりその範囲を拡張されたものがある(同条4項)。この判断は破産開始決定の確定から1ヶ月以内に行われる。

本来的自由財産の範囲として、現金99万円と(法34

条3項1号、民事執行法131条3号、民事執行法施行令1条)、衣服・寝具・家具などの金銭以外の差押え禁止財産がある(法34条3項2号)。

自由財産拡張に関しては、裁判所ごとに運用基準が決まっていることが多い。京都地方裁判所の場合は、20万円以下の預貯金・保険の解約返戻金・自動車・敷金・退職金などは、合計額が現金を含めて99万円以下の場合、それぞれそのまま認められる(Q3参照)。

Q2-4 免責

免責について教えてください。

A2-4

破産開始決定が出て、免責が認められない限り、破産状態であると裁判所が認めただけで、債務を免れるわけではありません。免責許可決定が確定して初めて、一部の債務を除き、法的に債務を追及されることがなくなります。免責が認められない場合が法定されており、これに該当すると、原則として免責が認められないことになります。

解説

破産手続開始決定とは債務者が支払不能にあるという決定に過ぎず(法15条1項)、免責については、通常破産申立てと同時に申し立てられる免責許可申立てに対して、別途免責許可決定がなされる(法252条1項)。

免責の効力として、責任を免れるとされた債務については(法253条1項)、消滅するのではなく、法的に請求ができなくなる自然債務となるという説が一般的である。

免責は、特定の債権者への義務に属さない返済等の不当な偏頗行為、浪費・賭博などの射倖行為、詐術を用いた信用取引による財産取得、裁判所・破産管財人への説明義務違反などの不許可事由がない限り認められる(法252条1項)。前の免責から7年以内の免責申立てでも不許可事由とされている(同項10号)。

ただし、免責不許可事由に該当しても、裁量で免責が認められることもある(同条2項)。

破産手続開始決定時に免責についての意見申述期間が決定され、破産債権者は意見を述べることができる(法251条)。また、免責に関する裁判については即時抗告することができる(法252条5項)。

また、免責許可決定が確定しても、租税債務、悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償債務、故意又は重大な過失により加えた人の生命身体を害する不法行為に基づく損害賠償債務、夫婦間の協力扶助義務、婚姻

費用及び養育費については、責任を免れることはない(法253条1項)。また、破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった債権についても、当該債権者が破産開始決定のあったことを知っていた場合を除き、免責の効力は及ばない(同項6号)。

一定の職業は破産開始決定を受けると資格を失うなどするが(警備業法3条1号、宅建業法5条1項1号、弁護士法7条5号等)、免責許可が確定または原則破産手続開始から10年が経過すれば復権し、再度登録・復帰することができる(法255条1項1号・4号、同条2項)。また、会社と取締役は委任関係にあるところ(会社法330条)、委任も破産手続開始で終了するため(民法653条2号)、破産した取締役はその地位を失い、再度選任される必要がある(この場合、欠格事由ではないため、復権を待つ必要は無い)。